

障害福祉サービス事業所の造形活動における
作品の著作権等の保護のための指針

～著作権等保護ガイドライン～

平成24年3月

滋賀県

目次

I 指針の趣旨と考え方 1
1 策定の趣旨 1
2 指針の基本的な考え方 2
3 指針の位置づけ 2
II 用語の定義 3
III 作品に関する著作権等 4
1 著作権 4
2 所有権 5
IV 著作権等の保護の具体的方法 6
1 著作権等を持つ者による承諾 6
2 収益があつた場合の対価の支払い 7
3 作品の保管等の判断 8
4 作品の取扱規程等の整備 9
5 作者の権利擁護 9
別添1 著作権（著作者人格権と著作(財産)権)の概要 10
別添2 成年後見制度の概要と手続き 11

I 指針の趣旨と考え方

1 策定の趣旨

- 滋賀県では、戦後間もなく設立された近江学園で障害のある人の自由な造形活動がはじまり、人格形成に大きな役割を果たすとして他の福祉施設に広がりました。近年では、障害のある人が自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した作った作品に、芸術的な価値が見いだされ、「アール・ブリュット」(※)として評価が高まるとともに、福祉と芸術をつなぐ活動が、障害のあるなしに関わらず、お互いの存在が尊重される社会の実現に寄与するものとして、社会的な意義が生まれています。
- 作品に対する評価の高まりは、作者や支え手である家族、障害福祉サービス事業所に大きな喜びや励みをもたらす一方で、画廊、美術館等からの販売や使用を求める声が寄せられており、造形活動を行う事業所にとってこれらへの対応は避けられないものになっています。
- 障害のある人が作者として著作権等(著作権および所有権のこと。以下同様)を行使できなかつたり、著作権等を侵害されてしまつたりすることのないよう、作者、家族、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の著作権等について必要な知識を持ち、意識して対応することが必要です。
- このため、滋賀県において障害のある人が作者として著作権等を保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境の実現を目指し、造形活動の中心となっている障害福祉サービス事業所が適切に作者を支援できるよう、指針を策定しました。

※ アール・ブリュット(art brut) : 美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から沸き上がる衝動のまま表現した芸術。日本語では「生(ナマ)の芸術、生(キ)の美術」。障害のある人が作者に多いことから、「障害者アート」と解釈されることも多いが、同じ意味ではない。

2 指針の基本的な考え方

この指針の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 障害福祉サービス事業所において造形活動を行っている利用者を、著作物の「作者」として捉えなおし、事業所の支援の中で作品の著作権等を保護します。
- 作品の著作権等はその作者である障害のある人の権利であることを明確にし、権利擁護も含めて支援します。
- 造形活動における作品の著作権等関係の明確化や著作権等行使のルール化を促すことで、障害のある人の日中活動の充実につなげます。

3 指針の位置づけ

本指針の内容については、関係法令・規則等において個別、具体的に定められているものではありません。しかし、障害福祉サービス事業所として、利用者の人権擁護に関する一般原則(※)に則り、作者が著作権等を行使できなかつたり、事業所が著作権等を侵害することがないように、その目標の達成に努めることが望まれます。

※ 利用者の人権擁護に関する一般原則：障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令171号)第3条第3項、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令172号)第3条第3項および児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日 厚生労働省令178号)第2条第3項のこと。

Ⅱ 用語の定義

この指針における用語を以下のとおり定義します。

- 造形活動：障害福祉サービス事業所で行われている、障害のある人が思想または感情を創作的に表現した陶芸、絵画、織物、木工、版画、彫刻、ガラス工芸、金工、紙工芸、写真、その他著作物性の認められる作品を造りあげる活動
- 作者：造形活動で作品を創作している障害のある人
- 障害福祉サービス事業所：障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センターおよび障害児入所施設（児童福祉法も含む。）
- 生産活動：障害者自立支援法に定める生活介護、就労継続支援、就労移行支援の各事業所で行われる生産活動
- 職業指導：障害児入所施設で行われている職業指導
- 余暇活動等：障害福祉サービス事業所で行われている生産活動、職業指導以外の創作活動
- 工賃：障害者自立支援法に定める、生産活動の収入から経費を控除した後利用者に分配される金銭
- 二次利用：原作品をポスター・チラシ・カレンダー・絵はがきなどへの引用・転載・コピーすることや、テレビ放映やHP（ホームページ）へのアップロードなどに利用すること。

Ⅲ 作品に関する著作権等

障害福祉サービス事業所における造形活動は、生産活動、職業指導、余暇活動等の一環で行われていますが、それらの活動において制作された作品には、著作権法上の権利が発生します。また、生産活動においては、障害福祉サービス事業所がその作品の販売等により得た収益を作者に支払っていますが、その作品の販売等を行うためには、その作品の所有権の帰属を明確化しておく必要があります。障害福祉サービス事業所で造形活動を行う場合にはこれらの権利関係に留意することが必要です。

1 著作権

- 造形活動で制作される作品は、原則として著作権法に定める著作物にあたります。著作物とは思想または感情を創作的に表現したものであり、生産活動における量産品など一見して創作性が認められない製品は著作物にはあたりません。
- 著作者の有する権利としては、著作権法上、著作権（著作者人格権と区別する意味で、「著作財産権」と呼ばれることもあります。以下では、「著作（財産）権」と表記します。）と著作者人格権の二つを挙げることができます。

著作者人格権は「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」等、著作者の人格そのものと深く結びついている権利です。著作（財産）権には、「複製権」「展示権」等、様々な権利があり、他人が行う一定の著作物の利用行為を許諾し、または禁止できる権利です。

著作（財産）権と著作者人格権の概要は別添1を参考にしてください。
- 著作者人格権は、著作者の「一身専属権」であり、他人に譲渡することも、相続することもできないのに対し、著作（財産）権は、複数の権利からなる「権利の束」であり、契約行為により、一括でも、個別にでも、他人に譲渡することができます。
- 作品の著作（財産）権については、登録や届け出の手続きを要することなく、著作物を創作した時点で、その作品の著作者に帰属するのが原則です。
- 複数の作者により共同制作された作品の著作（財産）権は各作者の共有となる場合があります。従って、障害福祉サービス事業所において、職員が作品の形状や色彩など創作性に関わる支援を行っている場合には、その作品の著作（財産）権は、作者と事業所との共有になる場合があります。

2 所有権

- 所有権とは、民法に定める、物を全面的に支配（自由に使用・収益・処分）する権利であり、その帰属については、原材料費等必要経費の負担状況、専門的な支援の提供など社会通念上合理的と思われる根拠を参考にしながら、障害福祉サービス事業所が作者、家族等と話し合い、契約の上合意して定めることが望まれます。このような合意が成立していれば、所有権の帰属は、契約に従って決定されることになります。
- このような契約上の合意がない場合において、民法の規定によれば、作品の所有権は原材料費を負担しているものに帰属するとされています。ただし、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い場合には、作品の所有権は作者に帰属するとされています（民法246条）。
- 作品の所有権が事業所に帰属する場合、事業所の判断で作品の使用、収益、処分ができます。また、作品の所有権が作者に帰属する場合、障害福祉サービス事業所が作品の使用、収益、処分に関する窓口となる場合には、作者の意向を踏まえ、その手続きを代行することになります。
- 作品の所有権が「事業所」または「作者」のいずれに帰属する場合においても、作品の出展、二次利用等、作品の利用にあたっては、所有権とは別途、作品の著作者が有する著作権法上の権利（著作（財産）権および著作者人格権）に配慮する必要があります。

IV 著作権等の保護の具体的方法

1 著作権等を持つ者による承諾

- 障害福祉サービス事業所における造形活動により制作された作品を活用するためには、その場面に応じて、著作権者等の権利者から（場合によっては著作権等に対する対価を支払った上で）承諾を得る必要があります。

作品の出展、販売、二次利用を行う具体的な場面において承諾が必要な行為

	活動内容	承諾の必要な行為	関連する権利
出 展	①事業所主催の展覧会への 出展	・未発表の作品を公表する	・公表権（人格権）
	②公募展への応募	・展覧会へ出展する	・展示権（財産権）
	③外部からの依頼に基づく 出展	・作者の名前を表示する	・氏名表示権（人格権）
	※屋内での展示であるなど、一定の要件を充足する場合には、所有権者の判断で出展が可能（著作権法第45条）		
販 売	①生産活動の一環で販売 ②余暇活動で制作された作品をバザーなどで販売 ③職業指導で制作された作品を販売		・所有権
二 次 利 用	①事業所のグッズを作成	・作品をポストカードやカレンダーに使用する	・複製権（財産権）
	②事業所のHPに作品の映像を掲載	・作品をWEBサイトなどに掲載する	・公衆送信権（送信可能化権）（財産権）
	③外部からの依頼によりグッズを製作	・作品の二次利用を行う際に、作品を改変（色を付ける、付け足す、一部だけ使うなど）する	・同一性保持権（人格権）

※著作（財産）権：財産権 著作者人格権：人格権と表記しています。

- 出展や二次利用等の承諾を得る方法は、できる限り、書面で行うことが望めます。承諾は作品の出展や二次利用の機会ごとに得るのが原則です。ただし、出展の場合には、最初の出展の機会に、それ以降の取り扱いを含めて包括的に得る方法もあります。また、二次利用の場合、どのように利用するのか図版等見本を示して承諾を得ることになります。
- また、外部からの依頼に基づく出展や二次利用、公募展への応募をする場合には、作者の意向を尊重しながら、その手続きの支援を行うことが求められます。

2 収益があった場合の対価の支払い

(1) 障害福祉サービス事業所が「生産活動」の一環で造形活動を行う場合

- 障害福祉サービス事業所が生産活動の一環として、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入については、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等社会通念上認められる必要経費を控除した金額を、工賃支給規程により、作者に支給するのが通常です。
- しかしながら、特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が販売されていると認められる場合には、原材料費等社会通念上認められる必要経費を除いた全額を、作者に一時金等により支給することが望めます。
- こうした支給の考え方については、障害福祉サービス事業所の活動理念にも関わることから、生産活動に参加している利用者全体の理解のもとで、工賃支給規程や作品取扱規程等（後述）に盛り込み、実施することが望めます。

(2) 障害福祉サービス事業所が「生産活動以外の活動（余暇活動等、職業指導）」の一環で造形活動を行う場合

①「余暇活動等」の一環で造形活動を行う場合

余暇活動等の一環として創作され、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入(原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額)については、作者に直接支払われることが基本となります。二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を作者に支払います。

②「職業指導」の一環で造形活動を行う場合

職業指導の一環として創作され、作品の出展、販売、二次利用等を行う場合、その販売や出展料等の収入については、事業所の収入となりますが、原材料費よりも創作性に対する評価が著しく高い作品の出展、販売等を行う場合、その販売や出展料等の収入(原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額)については、作者に直接支払われることが基本となります。二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を作者に支払います。

3 作品の保管等の判断

(1) 所有権が「障害福祉サービス事業所」に帰属している場合

- 作品の保管、廃棄等の処分については、所有権者である障害福祉サービス事業所の判断で行うことができます。ただし、この場合であっても、作品を廃棄するときや作者が事業所を退所するときには、作者に対して作品の保管、廃棄等の方針をあらかじめ伝えるなど、一定の配慮が望まれます。

(2) 所有権が「作者」に帰属している場合

- 障害福祉サービス事業所が作品を保管する場合には、作者の承諾なく処分(廃棄を含む。)することはできません。また、環境的な制約等から作品を保管できない場合は、作者に対し、作品の引き取りや廃棄、事業所への譲渡などの選択肢の中からいずれを選択するかについて、意向を確認する必要があります。

4 作品の取扱規程等の整備

- 障害福祉サービス事業所は、あらかじめ、当該事業所における著作権等の取り扱いに関する方針を定め、明らかにしておくことが望まれます。
- 具体的には、作品の著作権等の帰属、出展、販売、二次利用等を行う場合の取り扱いを定めた「造形活動における作品の取り扱い規程」（以下「作品取扱規程」という。）を定める等、造形活動を始めるに際して、利用者（作者）、家族等に規程の内容を周知して、同意を得ることが望まれます。
- 特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が恒常的に制作されていると認められる場合には、その制作者である作者が著作権等を行使できるように、作者や家族等と話し合い、合意のもとで、作品の著作権等の帰属について、書面で契約を行うことが望まれます。

5 作者の権利擁護

- 作品の展示、販売、二次利用等にあたり、作者が承諾し、契約を締結する等の法律行為を行うときに、その判断能力が十分でない場合、不利な条件による契約を余儀なくされることにより権利侵害が生じたり、契約そのものが無効になったりすることがあります。また、最近では、美術館等からの出展依頼の中には、判断能力が十分でない作者との契約においては法定代理人との契約を条件として提示するところもあります。このようなケースに対応するための制度として、「成年後見制度」があります。
- 成年後見制度とは、判断能力が十分でない方が、自分では契約や財産管理等ができない場合に、その方を支援し保護する制度です。
- 作者にとって、このような場面においては、成年後見制度を活用することが求められるため、身近な家族や事業所による制度の活用に向けた支援が必要となります。

成年後見制度の概要や手続きは別添2を参考にしてください。

（出典：文化庁ホームページ）

著作者の権利の内容

●著作者の人格権(著作者の人格的利益を保護する権利)

公表権(18条)	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
氏名表示権(19条)	著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
同一性保持権(20条)	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

●著作（財産）権(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

複製権(21条)	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製する権利
上演権・演奏権(22条)	著作物を公に上演し、演奏する権利
上映権(22条の2)	著作物を公に上映する権利
公衆送信権等(23条)	著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
口述権(24条)	著作物を口頭で公に伝える権利
展示権(25条)	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
頒布権(26条)	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
譲渡権(26条の2)	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
貸与権(26条の3)	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
翻訳権・翻案権等(27条)	著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
二次的著作物の利用に関する権利(28条)	翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が、自分では契約や財産管理等ができない場合に、その方を支援し保護するための制度です。

例えば、知的障害や精神障害などの理由で判断能力が十分でない方は、預貯金等の財産の管理や障害福祉サービス事業所の利用に関する契約を自ら結ぶことは難しい場合があります。また、自らに不利益な契約であっても判断ができず契約を結んでしまい、いわゆる悪徳商法の被害にあうことも考えられます。そこで、本人に代わり、成年後見人が、預貯金などの管理や介護などに関する契約を行うのがこの成年後見制度です。特に、作者としての契約という側面から、本人の権利を尊重し、可能性を広げていく制度とも言えます。

成年後見制度には、①任意後見制度と②法定後見制度とがあります。

①任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人と任意後見人となる人との間で任意後見契約を結んでおく制度です。

これに対し、②法定後見制度は、判断能力が低下した場合に、法律に基づいて、本人、配偶者、4親等以内の親族等が裁判所に申立てを行い、裁判所が後見人を選任する制度です。判断能力の不十分さに応じて、後見、保佐、補助の3類型があります。

成年後見の手続きにあたっては、①任意後見制度は契約ですので、本人と任意後見人となる人との間で契約を締結します。②法定後見制度は、家庭裁判所に申し立てることになります。

いずれについても、成年後見制度の活用にあたっては、市町、社会福祉協議会、地域包括支援センター、県権利擁護センターや障害者相談支援事業所などが相談窓口となっております。